

今月のテーマ：「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」について

労働安全衛生法（安衛法）の新たな化学物質規制



安全第一

労働安全衛生法施行令の一部を改正する省令が公布されてから2年が経ちました。この省令により新たな化学物質規制が追加され、2024年4月1日には完全施行となりました。今回は完全施行後の運用についてご説明します。

なぜ新たな化学物質規制が行われたのか？

国内には多種の化学物質があり、労働災害による件数も多いことから規制が強化されました。

数万種類

国内で輸入、製造、使用されている化学物質の数
このうちの多くは危険性や有害性が不明

450件

化学物質を原因とする労働災害の年間件数
(がん等の遅発性疾病を除く)

危険性や有害性がある化学物質を明確にする
化学物質による労働災害を減らす

改正のPoint

- 1 ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加
- 2 リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とする
- 3 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させる
- 4 自律的な管理に向けた実施体制の確立



どうしたらリスクを減らせるかな

リスクアセスメントとは？

作業における労働災害の「リスク」を評価し、優先度を決め、リスク低減措置、記録すること

危険性
有害性

×

重篤度
発生する可能性

↓
リスク評価

リスクの大きさによって優先度を決め、低減措置を行い、その結果を記録する

安衛法でリスクアセスメントをすることを義務付けられた化学物質は「リスクアセスメント対象物質」と呼ばれている

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加

改正前

647物質

以後も順次追加

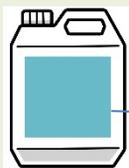
改正後

約**2900**物質

事業場にある化学物質
を確認しよう！



SDS (Safety Data Sheet:安全データシート) やラベルを確認



安全データシート

表記内容やマークを確認して有害性をチェック



事業場内で別容器に保管する場合も表記が必要

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とする

ツールや計測器を使って基準値以下か調べる



職場のあんぜんサイト: [CREATE-SIMPLE](#)
QRコードを読み込むと上記サイトへジャンプします

ばく露低減に向け適切な手段を選ぶ

- 代用物質の使用
- 換気装置等を設置し稼働
- 作業方法の改善
- 有効な呼吸用保護具の使用

リスクアセスメント結果等の記録、労働者への意見聴取



3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させる

義務

健康障害を起こすおそれがあることが明らかな物質

努力義務

上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明かなもの以外の物質

化学物質の種類や内容により適切な保護具は異なるため、SDS等を確認しましょう！



もっと知りたい方は

厚生労働省HPで確認！

- ① [新たな化学物質規制が導入されます](#)
- ② [労働安全衛生法の新たな化学物質規制](#)



4

自律的な管理に向けた実施体制の確立

- 化学物質管理者の選任
- 保護具着用管理責任者の選任
- 衛生委員会の付議事項の追加
- 雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育

ばく露低減措置
健康診断結果・措置